

豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、豊能町(以下「町」という。)の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有し、及び管理する建築物を除く。）の耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内において豊能町既存木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による町内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士。
 - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値）をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した、耐震改修に係る計画で、次のいずれかに該

当するものとする。

ア 耐震診断結果の数値（第2号に規定する町長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。）が1.0未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるためのものをいう。

イ 一部の部屋の耐震性能を確保するもの（木造住宅の最下階で、主として就寝の用に供する部屋を含み既設建築物から独立して耐震性能を発揮するもので、かつ、補強した部屋から屋外に避難できるものに限る。）で、公的機関の試験等によりその性能が証明されているもののうち、町長が認めるもの（以下「シェルター設置工事」という。）

（6）耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）及び公的機関の実験等によりその性能が証明されたシェルター設置工事をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは対象外とする。

- （1）原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅
- （2）前号に掲げるもののほか、法の規定に適合している木造住宅
- （3）耐震診断結果の数値（評点）が1.0未満である木造住宅
- （4）現に居住又は使用している及びこれから居住又は使用しようとする木造住宅

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の課税所得金額が5,070,000円未満の者とする。ただし、補助対象建築物に係る固定資産税を滞納している者を除く。

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者からの同意書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。また、補助対象建築物の所有者が複数人の場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、それら全ての者からの同意書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、耐震改修工事に要する費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、400,000円（耐震改修工事費に要する費用が400,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(事前協議)

- 第7条 同年度内に豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金の交付申請を行い、審査を経て交付額確定通知の交付を受けた補助対象者は、豊能町既存木造住宅耐震改修事前協議書（様式第1号）を町長に提出し、事前協議しなければならない。
- 2 同年度内に豊能町既存木造住宅耐震設計補助金の交付申請をせず、本補助金の交付のみ申請する補助対象者は、前項に定める書類と共に、別に定める必要書類を町長に提出し、事前協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定による協議が整った者のうち、補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震改修工事を実施する前に、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第2号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。
- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第6号）により補助申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第 10 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は当該通知書を受け取った日からおおむね 30 日以内に耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは直ちに豊能町既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第 7 号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(耐震改修工事等の変更及び中止)

第 11 条 補助決定者は、第 8 条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更承認申請書兼豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第 8 号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更届（様式第 9 号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更承認通知書兼豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第 10 号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助決定者は前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに耐震改修工事の工事業者と契約し、当該変更契約書を町長に提出しなければならない。

4 補助決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ豊能町既存木造住宅耐震改修工事中止届（様式第 11 号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助決定者の負担とする。

5 前項の規定による工事の中止があったときは、第 9 条第 1 項の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(中間検査)

第 12 条 補助決定者は、町長が指定する工程に達したときから 4 日以内に、豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第 12 号）に豊能町既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（中間検査）（様式第 13 号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、中間検査を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の中間検査の申請のあった日からおおむね 4 日以内に、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において中間検査を行うものとする。ただし、町長は、前項の規定により

提出された必要書類等により、当該改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、書面等による検査により現地での中間検査に代えることができる。

- 3 町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したときは、補助決定者に豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査合格証（様式第 14 号）を交付するものとする。
- 4 町長は、第 2 項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行わせることができる。

（完了報告）

第 13 条 補助決定者は、耐震改修工事完了後、豊能町既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第 15 号）に豊能町既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（完了）（様式第 16 号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による工事完了報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第 14 条 町長は、前条の規定により工事完了の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第 17 号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の代理受領申請）

第 15 条 前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けた者（以下「補助確定者」という。）は、耐震改修工事を請け負った耐震改修請負者に対し、補助金の受領を委任することができる。

- 2 補助確定者は、前項に定める委任をする場合は、補助金の代理受領を委任した耐震改修請負者（以下「代理受領者」という。）に対して、補助金の代理受領に係る委任状・同意書（様式第 18 号）を提出し、代理受領者から代理受領に関する同意を得なければならない。

（補助金の請求）

第 16 条 補助確定者は、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第 19 号）に町長

が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助決定者が前条に規定する補助金の代理受領申請を行う場合は、豊能町既存民間建築物耐震改修補助金交付請求（代理受領）（様式第 20 号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 17 条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 18 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - （2） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - （3） 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
 - （4） この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第 21 号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第 22 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助事業者に対する指導）

第 20 条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めた場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第 21 条 補助決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。